

唐都長安城の坊制と治安機構(上)

室永, 芳三
国立有明工業高等専門学校

<https://doi.org/10.15017/24499>

出版情報：九州大学東洋史論集. 2, pp.1-13, 1974-03-28. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



唐都長安城の坊制と治安機構（上）

室 永 芳 三

序 言

一、坊制と坊正

I 構造と法禁

II 坊正と里正

III 坊正と坊卒 （以上本号）

二、坊制の動搖と治安機構

I 巡使・街使の機構

II 神策軍巡使の機構

余 言

序 言

唐都長安城の坊制に関しては、古今のすぐれた先学により、多くの研究が蓄積されておる⁽¹⁾。戦後では平岡武夫教授「唐代の長安と洛陽」（京大人文科学研究所）、宮崎市定博士の「漢代の里制と唐代の坊制」（東洋史研究二―三）、曾我部静雄博士の「中国及び古代日本における鄉村形態の変遷」、最近では日野開三郎博士の「唐代邸店の研究」などにより、この制度の成立から変遷のすべてにわたって一応明らかにされたといつてよからう。

唐都長安城の坊制と治安機構（室永）

こういふ諸先学の論考から、多くの示唆を受けながら、私は本稿で唐都長安の坊制と治安機構とを再検討し、またその作業を通じて知られる、唐都長安の治安体制について若干の考察を試みたいと思う。具体的にいえば、まず坊制に関する最も基本的な規定である里正と坊正の警察的職掌について基礎的な考察を試み、その結果と、唐中期以後の長安城自体の発展、兵制・役制の変質化などが前提になったと思われる巡使・街使・神策軍巡使との関係を考察することによって、当時の長安城の治安行政運営の実態を解明したいと思う。

一、坊と坊正

I 構造と法禁

長安城内の都市区画である坊は、宮城と皇城が中央の北寄りにあつたため、その東西及び南側にあつた。文献によれば、坊数は時に若干の増減はあつたが、大きな変化はなく、大体百十を前後した⁽²⁾。坊の面積は、大中小数段に分れていた。近年の発掘調査の結果をみると、部分のこまごましい相違に拘らず、全体としての形はほぼ似ている⁽³⁾。その規模は広大で、日野博士は一坊の可容戸数を概算されて、普通の坊内には五千余家、最大型では八千家を容れるに足るものであるといわれる⁽⁴⁾。これは中小の州城にも匹敵するものである。

さて、各坊は防壁で取り巻かれていた。これを坊牆・坊垣等という。坊の入口は坊牆の中央に開かれていた。これが坊門で坊の大小によつて二門か四門の違いがあつた。坊門にはその坊の名額が掲げてあつた。坊内には坊門を結ぶ道路が通じておりこれを巷・街等といつた。四門のものは十字街が通じ、二門の場合は、東西に横街が通じることとなる。十字街或いは横街を標準として、更に多くの道が設けられた。これを路曲・曲といつた。路曲が縦横に交叉して、坊内は路曲に囲まれた小坊ともいふべき小地区が形成される。これも曲と呼ばれた。この曲が更に住民の住宅地として分割されることになるのである⁽⁵⁾。実際の結果では、坊牆は、土を用い版築で造られており、基底の幅は二・五米〜三米、高さは崩れていて不明。十字街の街幅は一五米位という。坊内の街路では水溝は発見されていない。

ところで、坊牆の高さは記録がないため明らかでないが、長安の外郭城、即ち京城より高くないことは確かであろう。京城の高さは、文献によれば一丈八尺（五・二九米）とあり、皇城・宮城の三丈五尺（一〇・二九米）よりも遙かに低い。地方の

州城でも高さ四丈(一一・七六米)近くはあるから(6)、長安の京城は軍事的に役に立つ高さではない。その基底は、調査によると、城門がある所では幅二〇米近くあるが、多くは九〜一二米で、三〜五米の所も少なくないという。従つて、坊牆の基底の幅が京城の最小の数値に近いことから推して、坊牆の高さは、京城に等しいかやや低めであつたと思われる(7)。

坊牆の内側には、牆に沿つて路があり、坊牆の外側、即ち大街に面した方は、全て各大街の水溝(朱雀大街では口幅三・三米、底幅二・三米、深さ一・七米)の近くに造られ、溝との距離は大體一・五米〜二米余となつてゐる。坊牆は大街路とは水溝で隔てられ、車馬による破損から免れるようになっていた。

ところで、坊は城内の行政単位である。従つて、坊牆は坊の内外の行政区域を明示する標識であつたから、坊牆には法的な威力が賦与せられていた。唐律疏議卷八衛禁の「越官府廨垣」の律文に、

越官府廨垣。及坊市垣籬者。杖七十。侵壞者。亦如之。

とあつて、坊牆を乗越える罪は、官府の廨垣を越える罪に相当し、坊牆の侵壞も同じく、杖七十の刑に処せられたという。

こうした律に規定する刑は、実質的には坊の保全と治安警防のため運用せられたと思う。だから坊内の住民は巷曲に面して家の門を造つており、坊外へは巷曲より坊門を経由しなければ大街に出られなかつた。ただ例外があり、坊牆に門を設けて、大街へ直接出入できる家を持ちえたのは、三品以上の屋敷や寺觀で、その後には坊内三絶といわれた家も加えられた。しかし、これら例外の規定が誘因となつて、唐中期以後に坊牆破壊の傾向がみえてくることは、既に宮崎博士が指摘せられてゐる(8)。

さて、坊門が住民にとり唯一の出入口であつたため、その開閉の法禁は日常生活に大きな影響を与えていた。唐律疏議卷二六雜律の「犯夜」の律文に対する疏議によれば、坊門の開閉は、京城門の開閉に従つたという。いま坊門が閉ざされる場合をみると、宮城正門の承天門上で打たれる夜鼓が鳴り終ると、京城門が閉ざされる。それから更に街鼓が六百槌(約四五分間)打ち続けられ、それが止むと坊門が閉ざされるのである。坊門が閉ざされると、坊内での歩行は咎められないが、大街での歩行は、公用である文牒を持つ者、梟の文牒をもらつてゐる婚嫁の者、坊の文牒を持つた喪病や医薬を求めに行くような者以外は、「犯夜」として笞二十の刑を加えられた。いま、その一例を示せば、太平広記 卷二五四 嘲諷部・劉行敏の項に、啓顔録に出ずとして、

唐有姓崔。飲酒婦犯夜。被武侯(金吾衛)執縛。五更初。猶未解。長安令劉行敏。鼓声動向朝。至街首逢之。始与解縛。

云云。

とあり、金吾衛によつて捕縛された。金吾衛は長安城の警備を職務とした禁軍で、京城門の樓門にある助鋪と街鋪とに兵卒を配置していた。犯夜を取締つたのは街鋪の兵卒である。街鋪は「分街立鋪⁽⁹⁾」とか「街隅」・「十字街側⁽¹⁰⁾」にあつたといふから、大街の交叉点の隅に建つていたものであろう。この街鋪に鼓があり、これが街鼓といわれた。唐会要 卷八一・十二衛・宝応元年十月二十八日の条に、

左金吾將軍臧希晏奏。諸街鋪鼓。比來依漏刻發聲。從朝堂發遠処。云云。
とあつて、街鋪の兵卒によつて打たれていたことを知る。

日野博士は、街鼓に関する詩文が数多く見られること、また、城坊の門傍に憩食の売餅店や売漿店が多くできてきたことは犯夜の禁の所産に外ならないから、この禁が存続している限り坊制も保たれていたとされ、坊制が唐末までよく保持せられていたことを指摘せられている⁽¹¹⁾。確かに唐中期以後、地域によつては坊牆の破壊がみられるようになっても、長安城全体としては、未だ坊牆・坊門はよく整備されていたとみてよいであらう。

なお、坊門の開閉が特別に行われた例としては、全唐文 卷三二 玄宗・令正月夜開坊市門詔に、
上略。自今已後每至正月改取十七・十八・十九夜開坊市門。仍永為常式。

とあり、上元の張燈行事に坊市門が終夜開け放たれた。また、資治通鑑 卷二〇八 唐紀・中宗・神龍元年八月戊申の条胡註に、

唐制。久雨則閉坊市北門。以祈晴。

とあり、晴天を祈禱する際には、坊市の北門が閉ざされた。

II 坊正と里正

長安城は萬年・長安の二県に分領せられていたが、その県界をなしていたのは朱雀大街である。城内は、この大街を基準にして東西に分たれ、街東の五四坊・東市を萬年県令、街西の五四坊・西市を長安県令が管轄し、これを京兆尹が総べていた⁽¹²⁾。兩県令管下の各坊には官は置かれず、官製的な自治組織によつて運営せられた。通典卷三三職官・鄉官の項に、

大唐。凡百戸為一里。里置正一人。五里為一鄉。鄉置耆老一人。以耆年平謹。具補之。亦曰父老。貞觀九年。每鄉置長一

人・佐二人。至十五年省。

とあり、百家ごとに里、五百家を郷としてまとめられる里・郷の区画を受け⁽¹³⁾、里には里正がおかれたが、郷には唐初、耆老郷長・郷佐などと称する郷官が置かれたものの、太宗の貞観十五年に廃止されたという⁽¹⁴⁾。同書卷三食貨・郷党の項によれば

大唐令。諸戸以百戸為里。五里為郷。四家為隣。五家為保。每里置正一人。掌按比戸口。課植農桑。檢察非違。催驅賦役。在邑居者。為坊。別置正一人。掌坊門管鑰。督察姦非。並免其課役。在田野者為村。別置村正一人。其村滿百家。增置一人。掌同坊正。云云。

とあつて、唐令の郷里制、隣保制及び里正と坊正・村正の職掌に関する記述がある。隣保制については、筆者は宮崎・増村兩先学の説を決定的なものとみる⁽¹⁵⁾。従つて、一般行政は五家の保を積み上げた百家の里を単位として実施されたと考えている。里正の職掌は、按比戸口・課植農桑・催驅賦役の經濟財政的なものと檢察非違の警察的職務をも有するなど末端行政事務の一切を掌つていた。また、城邑の坊には坊正一人がおかれ、その職掌は坊門管鑰・督察姦非という特殊な職務を有した。

日野博士が坊の人口の充実過程を実証せられているが、それによると、武后の時代には住民は城市とその近坊に集中して、それらの坊内の住民密度が極めて高かつたのに対し、遠市の諸坊は、玄宗の開元十年頃まで、坊内というも郊野と交らぬ住民空疎の地であり、全坊とも住民が著しく混んでくるのは、元和・長慶の頃であつたという。そしてこの頃になると、最小型の坊でさえ概ね千家を越え、一般の諸坊は、概ね千数百家乃至二千家以上を包有していたと推定せられている⁽¹⁶⁾。すると、一坊の里数は相当数になり、里正の数はその数だけ置かれていたのである。これに対し、坊正は一坊に只一人でしかない。宮崎博士は里正も坊正も民戸の有力丁男から役として選ばれるが、一坊に一人の坊正よりも数人の存在を予想される里正の方が重きをなすもので、これは国政が警察よりも財政を優先せしめたためであるとされている⁽¹⁷⁾。

では、数千家を包有する坊の坊正の性格は、どのようなものであつたのであろうか。これまで坊正の性格は、令制にみえるその職掌が村正と同一なるのに捉われて、郊外の村正に対応する意味での都市の坊正として説明されてきた。しかし、長安城の如き多数の家数を擁する坊里の生活と、三・五十家の小さな村落の生活を同一に論ずることは出来ない。例えば、令制に従うと、長安城では一坊に里正が数名はあるのに、坊正は只一人である。一方、郊外の村落では、戸数が種々であり、大きい村になると一里以上のものもあるであろうが、普通は百家一里の中には数村が含まれるものが少なくないから、里正一人に村正

数名となる⁽¹⁸⁾。こうした実態からも、広大な長安城の坊正の職掌は村正とは全く別の機能をもつものであったことを知り得るのである。そこで、ここに少しく坊正の職掌について検討を加えてみたい。しかし、ここではその基礎的な事実の確定のみを行うに止め、そこから生ずる問題点については、後節で改めて包括的に取扱うこととさせて頂きたい。

令によると、坊正の職掌は、まず「掌坊門管鑰」とある。これは坊の門扉の錠前の鍵を保管していたものである。京城門の鍵を保管した門下省の城門郎は、京城門の開閉にも当っていたから⁽¹⁹⁾、坊正も坊門の鍵の保管とともに、その開閉にも当ったと思われる。唐律疏議卷八衛禁の「若擅開門者」の律文に対する疏議に、

不依法式開閉。与越罪同。其坊正・市令。非時開閉坊市門者。同城主之法。云云。

とあって、それを確め得る。そのため、前引用文に続いて、

即是有故許開。中略。喪病須相告赴。求訪医薬。齋本坊文牒者亦聽。其心聽行者。並得為開坊市門。云云。

とある如く、坊門が閉ざされた後に、喪疾病などの理由で坊文牒を持つて来た者には、坊正が鍵で門を開けてやることになる。坊内の戸数の多さから考えて、本坊文牒は里正が出したものであろう。

次に「督察姦非」であるが、これはこれまで治安維持の職務、即ち警察的職責であるとされている。里正もまた、警察的職務をもつものであったことが「檢察非違」とあることからいわれている。同じ坊内の役人でありながら、その表現が異つてゐるのは理由のあることであろうか。坊正の職掌が里正と相違する根本的なものは、坊門の鍵の保管、即ち坊の門扉の管理であったことである。呂大防題記に「坊有墉。墉有門。連亡姦偽。無所容足」とある如く、坊内の治安は壁門という土木工事に大きく依存していた。従つて、坊内の治安維持は坊の壁門の整備こそが要務となる。そのため壁門に賦与せられた法禁の威力は大であった。壁門を支えていたこの法禁を破る姦非を督察し「連亡姦偽も足を容るる所なし」という整然たる状態を保たしめる職責を、坊正は負わされていたと思われる。時代は降るが、旧五代史卷一〇七史弘肇伝に、

時太白昼見。民有仰觀者。為坊正所拘。云云。

とあり、五代時代の坊正がみえる。この坊正は、冊府元龜 卷四四八 將帥部・残酷の項に、

史弘肇。為侍衛都指揮使。部轄禁軍。警衛都邑。中略。時太白昼見。民有仰觀者。為坊巡所拘。云云。

とあって、坊巡といっている。この頃の都邑の警備は、軍巡院によつて行われ、坊巡は坊内の巡警をしていた⁽²⁰⁾。いま、唐代

と混淆させて論ずるのは問題があるが、旧五代史が坊巡を坊正といっている所からみると、少なくとも、世人に坊正は坊内を巡警するものとの了解があつたことは認むべきであろう。恐らく唐代の坊正も同様に、坊巷を巡警する職務があつたものと考えるのである。いま、里正の警察的職務を示す具体例をあげれば、新唐書卷一九七薛元賞伝に、

会昌中。中略。拜京兆尹。都市多俠少年。以黛墨鑿膚。夸詭力劫坊閭。元賞到府三日。収惡少。杖死三十餘輩。陳諸市。余党懼。争以火滅其文。

とあり、また、太平広記 卷二六三 無頼部・張幹等の項に、西陽雜俎に出ずとして、同内容記事を掲げ、

上都市肆惡少。率燒而膚。備衆物形狀。恃諸軍。張拳疆劫。中略。京兆尹薛元賞。上三日。今里長潛捕。約三十餘人。悉杖殺。屍于市。市人有点青者。皆炙滅之。

とあつて、市肆に巢食つて坊閭を脅かしていた無頼を京兆尹となつた薛元賞が、直ちに里長(里正)を督して三十餘人を逮捕したとある。このことから京府県が坊内の警察業務に里正を使つていたことがわかる。坊正についてのこうした事例は、管見の限りでは検索しえない。

所で、里正が坊正と異なる警察的職掌を持つていたと考えるいま一つの手掛りとして、坊内居人の団保がある。これは京兆府が京城内の一斉捜査を行なうときに実施した政策のようである。新唐書卷一五二武元衡伝に、宰相武元衡が入朝の途上を藩鎮が放つた刺客に暗殺されたことを記して、

上略。(金吾衛)邏司伝諫。盜殺宰相。連十余里。達朝堂。中略。詔金吾・府県大索。云云

とあり、宰相武元衡暗殺犯人の逮捕のため、大索の詔が下つている。大索とは、冊府元龜 卷六四 帝王部・発号令・元和十年六月辛丑の条に、

盜殺宰相武元衡。中略。於是。京師大索。坊市居人団保。中略。公卿家有複壁重簾者。畢察之。

とあるから、坊市の庶民の住居は勿論のこと、公卿の屋敷まで徹底的に捜査を行なうものであつた。また「坊市居人団保」とあるのは、旧唐書 卷一五 憲宗紀下・元和十二年二月の条に、

勅。京城居人。五家相保。以搜姦惡。時王承宗・李師道。欲阻用兵之勢。遣人折陵廟之戟。焚芻藁之積。流矢飛書。恐駭京国。故搜索以防姦。

とあり、成徳の王承宗・平盧の李師道が手下を送り込んで策動して長安の民心を動揺せしめたので、京城の居人に保伍を指示して城内の搜索に当っている。このときの事を記した記事を、冊府元龜卷六四帝王部・発号令・同年月の条には、
詔。京城居人。五家為保。命朝官及官中。条流家人部曲。及在宅參散人數。送府県。其寺觀委兩街功德使。團保。虞二方之奸謀也。

とあるから、城内の一斉捜査に際しては、必ず團保が行なわれたのであろう。團保とは、資治通鑑卷二四二唐紀・穆宗・長慶二年夏四月の条の團保の胡注に、

團保者。團結戶口。使之互相保識。

とあり、唐六典卷三戸部郎中員外郎の条に、

上略。五家為保。保有長。以相禁約。

とあるから、坊住の庶民の保伍の團結を指示したものであろう。那波博士は、團保は団を母胎として行人を選出し、これによって民間の巡察警備組織がつくられたことを指摘せられている⁽²¹⁾。また、増村教授は、このときの保伍の指示を、京城内に多く入ってきている客戸のため弛緩していた保制の振作であるとされている⁽²²⁾。確かに、玄宗の開元二十一年の大漕運法の改革を契機にして、長安城の住民数は急速な膨脹を遂げたため、憲宗のこの当時は、各坊内にかなり多く客戸が家地を有して居住していたから⁽²³⁾、これら京城内の居人に対して、当然保制が必要に応じて更新されたであろう。それは先掲の冊府元龜の記述に、朝官・官中の家人・部曲及び在宅の參散人の數を府県に届けさせ、寺觀は兩街功德使において把握せしめることより明らかである。だが、こうした大索のときの團保は、坊内の庶民に保伍を振作させるとともに、それら保伍相互を更に連保せしめたものと思えるのである⁽²⁴⁾。新唐書卷四五食貨志・錢弊の項の元和初の条に、

京兆尹裴武。請禁与商賈飛錢者。搜索諸坊。十人為保。云云。

とみえ、商人のために飛錢を扱うことを禁じ、城中搜索を行ない、十人ずつの保をつくらせたことがみえる。飛錢については日野博士の御研究がある⁽²⁵⁾。それによると商人（主に茶商人）のために飛錢を扱っていたのは、坊内居住の市賣などの富家であるという。これも城内一斉捜査に際して指示された保制であるが、「十人為保」とみえるのは特殊な形態のようである。具體的な内容は明らかではないが、或いは、増村教授が「広徳三年連保同借文書」の第二文書を分析されて指摘せられているの

と同様な形式で⁽²⁰⁾、一人の市賈に十人の保人が保証人として連保したものでないかと考えるが確証はない。いずれにしても京兆府の裁量による保の機構の更新強化、連坐の拡大の一例ではあろう。

ともあれ、大索のとき、坊内に散居する庶民を京府県が確実に掌握するのが困難であつたため、ここに採用されたのが団保の政策であつた。元来、里正は戸口を調査したり、賦役を催駆するのが職掌であつたから、坊内に他郷の本貫を有するものたちの居住が普遍化してきたとき、そのような里正の職務が具体的にどのようなように遂行されたかは、新たに考えねばならないが、保制の作振そして団保は保伍を地盤としていたから、保伍を積み上げて成立している里正と深く関連していたことになる。京府県が里正を指揮して坊内の無頼の検挙に當つているのも、こうしたことと無関係ではあるまい。

III 坊正と坊卒

坊内の治安が保伍と関連する里正によつて維持されていたとするならば、坊正の警察的職責とは一体何であつたのであろうか。曾我部博士は、坊正の職掌は坊門の鍵を保管し、坊門で警備を行ない姦非を督察することにあつたと指摘せられている⁽²¹⁾。確かに坊正は坊門の鍵の保管に當り、坊門を管理はしたが、坊門での警備に當つたものとは思われない。何故ならば、一坊数千家を擁するほどの広大な坊の四面に門が開かれているわけであるから、只一人の坊正では、その警備は不可能である。だからといつて坊門での警備が全くなされていなかつたのではない。資治通鑑 卷二五四 唐紀・僖宗・中和元年八月の条に、鎮海節度使周宝が宰相高駢を詰つたことをのせ、

宝詬之曰。彼此夾江為節度使。汝為大臣。我豈坊門卒邪。
とあり、その胡注に、

長安城中百坊。坊皆有垣。有門。門皆有守卒。

とある如く、各坊の坊門には守衛の兵卒がおり、これが坊門卒といわれていた。この坊門卒が坊卒である。酉陽雜俎卷九盜俠の項に、

黎幹為京兆尹。時曲江塗龍祈雨。觀者數千。中略。黎疑其非常人。命老坊卒尋之。至蘭陵里之內。入小門。云云。

とあるは、坊卒の一例である。この坊門の守衛が唐末にだけみられるものでなく、当初より行なわれていたことは、唐律疏議 卷二六雜律の「其直宿坊街」の律文に対する疏議に、

謂諸坊応閉之門。諸街守衛之所。有当直宿。云云。

とあることから明らかである。大街を守衛した軍隊は、先述した如く、金吾衛であったから坊門の守卒も同じ金吾衛の兵卒であった。金吾衛の職掌は「左右金吾。掌邏捕姦非⁽²⁾」といわれ、警邏して姦非を逮捕するにあった。唐会要巻七一・十二衛の項に、

神龍三年八月二十六日勅。諸街鋪並令左右金吾中郎將自巡。仍各加果毅兩人。助巡隊。

とみえ、金吾衛の中郎將が自ら諸街鋪を巡警していたが、中宗の神龍三年になって、果毅都尉二人が加えられている。坊卒はこの金吾衛の兵卒であるから、府兵役で上番した衛士である。ではなぜ坊門の警備に金吾衛の衛士が配されたのかといえば、金吾衛は城内の巡警に当るものの、後には街司と呼ばれたように、大街を管掌するのみで、坊内の警察には全く干渉しなかつたので、管轄権の所在を大街に向つて開かれた坊門までとしたためであろう。

所で、金吾衛が大街警備の必要上、坊門までを管轄し、坊内の警察権は侵さなまいという分掌主義では、治安体制に間隙を生ずることになる。これを補っていたのが、京府県の県尉と知捕賊盜であった。県尉は萬年・長安兩県に各六人ずつおつた。知捕賊盜については、唐会要 巻七五 雜処置・開成元年十月の条の中書門下の上奏の一節に、

其兩府司錄及尉・知捕賊盜。皆籍幹能。用差專任。中略。自今已後。京兆府及河南府司錄及尉・知捕賊盜。擬官資合入者充。云云。

とある。知捕賊盜は県尉の職掌と重複するがそれだけ任務が多かつたと思える。これらの下には「捕賊吏⁽²⁹⁾」「所由⁽³⁰⁾」と呼ばれる属吏が置かれていた。

いま、京府県の県尉・知捕賊盜と金吾衛との性格の相違をみてみると、まず、県尉・知捕賊盜の警察権が坊内にまで及ぶことがあげられる。次に、司法権、即ち推鞠の獄をもつ県司の警察官という立場にあった点が指摘できる。金吾衛に獄が置かれなかつたことは、新唐書 巻五六 刑法志に、

凡州県皆有獄。而京兆・河南獄治京師。其諸司有罪。及金吾捕者。又有大理獄。

とあることより明らかである。ただ、ここで注意すべきは、金吾衛が逮捕者を全て大理寺獄に送つたのではないことである。唐令拾遺・獄官令によれば、唐六典巻六刑部中員外郎の条に「若金吾糾獲。亦送大理」とある条文は、日本獄令に相当すると

いわれるから、日本獄令にはある「非貫属京者」の箇条を補って読むべきであろう。即ち、金吾衛の逮捕者のうち、京師に本貫のない者は大理寺の獄に送れということである。太平広記 卷二六三 無頼部・長孫昕の項に、朝野僉載に出ずとして、唐長孫昕。皇后之妹夫。与妻表兄楊仙玉乘馬二十余騎。並列瓜毬。於街中行。御史大夫李傑在坊内参姨母。僮僕在門外。昕与仙郎。使奴打傑左右。中略。須臾。金吾及萬年県官並到。送県禁之。云云。

とあり、大衛で起つたこの出来事に、金吾衛と萬年県官が駆け付けて、長孫昕を県司に送つて禁足せしめていることより、それを確め得よう。

こうした金吾衛・京府界の治安機構の他に、特殊な形態で坊の秩序維持に関与した政府機構に御史台があった。この御史台については、既に先学の御研究がある(31)。それによれば、御史台は監察御史を差遣して、承天・朱雀大街を以つて左右に分けしめ、毎月、刑部・大理寺・東西徒坊・金吾及県獄を巡視せしめていたという。御史台が監察御史に城内を分巡せしめるのは資治通鑑 卷二二九 唐紀・憲宗・元和十一年冬十月庚子の条の胡注に、

元和八年。(御史中丞) 薛存誠奏。得兩巡御史狀。以承平。旧制。兩街本属台司。其所由每月衙集。動靜申報。如所報差繆。拳勘悉在台中。

とある如く、京師の安寧秩序の動靜を掌握するにあつた。そして京師の行政に當つては、官僚の非違を檢察することにより、直接的には坊の治安には関係せずとも、関係官僚の監察を通じて間接的に坊の治安維持に關与していたとみられるのである(32)。

所で、監察御史によつて行われてきた城内分巡は、通典 卷二五 監察御史の項に「開元初革。以殿中掌左右巡」とあつて玄宗の開元初年以後は殿中侍御史に移つてゐる。この開元初年の改革は、所謂左右巡使の設置と關係があるもののである。そしてそれは府兵制の崩壊に伴つて変質化を迫られた金吾衛の機構改革、即ち左右街使の設置とも関連してゐるのである。

註

- (1) 主なものを挙げれば、唐の遠述「兩京新記」、北宋の宋敏求「長安志」、清の徐松「唐兩京城坊考」などの中国の学者の研究は、根本的資料となつてゐる。日本の学
- 者によつては、明治以後、桑原隲蔵博士、那波利貞博士、足立喜六博士、加藤繁博士、石田幹之助博士の諸先学によつて研究せられたものは少なくなつた。

(2) 唐六典卷七工部員外郎条、旧唐書卷三八地理志、長

安志卷七、唐兩京城坊考卷二参照。

(3) 発掘調査報告書としては、中国科学院考古研究所西

安発掘隊「唐代長安城考古紀略」(考古一九六三一一

一)。尚、平岡教授「唐の長安」(歴史教育一四一一

二)、佐藤教授「長安」(世界史研究双書八)には詳

細な数値の対照表があるので参考とした。

(4) 日野博士「唐代大城邑の戸数規模について」(東洋

史学二七輯)。

(5) 日野博士「唐代城邑の坊市の角隅について」(東洋

学報四七一三)、那波博士「都市の発達と庶民生活の

向上」(東洋文化史大系・宋元時代)。

(6) 例えば、新唐書卷三九地理志・河東道の太原城参照。

(7) 京城の城壁は、洛陽城も一丈八尺と規定してあるの

で、王都の城壁の高さは、実際もこの高さが維持され

ていたと考えるのである。

(8) 宮崎博士前掲論文参照。

(9) 唐律疏議卷八衛禁「若擅開門者」の律文の疏議参照。

(10) 唐水部式残卷には「十字街側。令当鋪衛士修理」と

あり雍洛靈異小録には「令金吾每街隅云云」とある。

(11) 日野博士前掲論文参照。また、那波博士「唐代行人

考」(東亞人文学報三一四)にも犯夜ことが詳細に

述べられている。

(12) 長安志卷七唐京城項参照。

(13) 唐代郷里制の研究はきわめて盛んで、諸先学の力作は及び

ただしい数にのぼっている。その中で郷制全体の動きにつら

ては、中村治兵衛教授「唐代の郷」(鈴木俊教授還暦記念東

洋史論叢所収)が詳しく。

(14) これについては対立する見解がある。

(15) 宮崎博士「四家を隣と為す」(東洋史研究一一一)、増

村教授「唐の隣保制」(鹿大史学六)参照。

(16) 註(4)論文参照。

(17) 註(8)論文参照。

(18) 曾我部博士前掲論文、宮崎博士「中国における村制の成立」

(東洋史研究一八一四)、宮川博士「唐・五代の村落生活」

(岡山大学法文学部学術紀要五)参照。

(19) 唐六典卷八城門郎条参照。

(20) 拙稿「五代時代の軍巡院と馬歩院の裁判」(東洋史研究二

四一四)参照。

(21) 那波博士註(1)論文参照。

(22) 増村教授註(15)論文参照。

(23) 註(4)論文参照。

(24) 佐竹靖彦氏「宋代郷村制度之形成過程」(東洋史研究二五

一三)参照。

(25) 日野博士「唐代便換考」(史淵二二・二三・二五)参照。

(26) 註(19)論文参照。

(27) 前掲論文参照。

(28) 通鑑卷三三九唐紀・憲宗・元和十年六月日条胡注参照。

(29) 例えば、旧唐書卷一八四賈明観伝参照。

(30) 例えば、太平広記卷三九〇塚墓部・嚴安之項参照。

(31) 築山博士「唐代政治制度の研究」参照。

(32) 例えば、唐会要卷六二御史台・出使・貞観十七年条参

照。

執筆者紹介

室 永芳三

国立有明工業高等専門学校校助教授

越 智重明

九州大学文学部教授

和 田正廣

九州大学文学部研究生

川 勝守

九州大学文学部講師

